

時・令和4年9月29日（木）

於・特許庁特別会議室＋Teams会議室

産業構造審議会知的財産分科会

第9回商標制度小委員会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 新 委 員 紹 介	1
3. 配布資料の確認等	2
4. 議事の運営等について	2
5. 特許庁長官挨拶	3
6. 議 事	
① 商標審査の現状について	4
② 当面の検討課題について	6
③ 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和について	7
④ コンセント制度の導入について	30
⑤ Madrid e-Filingにより商標の国際登録出願する際の本国官庁手数料の 納付方法の変更について	35
7. 閉 会	36

開 会

○松本制度審議室長 定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第9回商標制度小委員会を開会いたします。

本日は、御多忙の中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本年7月1日付で着任いたしました、事務局を担当します特許庁制度審議室長の松本でございます。よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、本日の議事進行につきましては、田村委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村委員長 ありがとうございます。

議事に移る前に、新たな委員の御紹介、委員の出欠状況及び定足数等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

新 委 員 紹 介

○松本制度審議室長 それでは、今回新たに御就任された委員を御紹介いたします。一言ずつ御挨拶を頂戴できますと幸いです。

日本大学商学部准教授、弁護士・石井美緒委員。

○石井委員 石井と申します。A I P P I ・ J A P A Nさんの他人の氏名等を含む商標に関する調査研究委員会の委員に加えて頂いておりました。本会でも末席を汚させて頂けることになり、皆様にいろいろ御教示いただきながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松本制度審議室長 日本弁理士会執行理事、酒井国際特許事務所商標部部长、弁理士・橋本千賀子委員。

○橋本委員 弁理士の橋本と申します。私、長年、商標の実務を担当してまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本制度審議室長 日本弁護士連合会知的財産センター意匠・商標・不競法PT座長、TMI 総合法律事務所パートナー弁護士・宮川美津子委員。

○宮川委員 宮川美津子と申します。長年、商標・意匠等の仕事をさせていただいており

ます。これまでの経験にもとづき、これからの商標制度に関しまして、微力ですが、お力になれるように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松本制度審議室長　ありがとうございます。以上3名の方に新たに委員に御就任いただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員の皆様の出欠状況につきまして、本日は、田村委員長、石井委員、大向委員、國分委員、齊藤委員、橋本委員、宮川委員におかれましては会議室から御出席、蘆立委員、井関委員、島並委員におかれましてはT e a m s 会議室から御出席いただいております。高崎委員におかれましては、オンラインで遅れて参加の御予定でございます。

本日は、商標制度小委員会に所属する11名の委員のうち、現時点で過半数を超える10名の委員に御出席いただいておりますので、産業構造審議会運営規程第13条6項に基づき、本日の委員会は成立となります。

また、議題3の「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和について」に関して、オブザーバーとして熊本大学大学院人文社会科学研究部（法学系）教授・大日方信春様、京都大学大学院法学研究科教授・山本敬三様、東京大学大学院法学政治学研究科教授・米村滋人様の3名の方に御参加いただいております。米村様におかれましては、後ほど遅れて御参加されます。

配布資料の確認等

○松本制度審議室長　続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。事前にデータでもお送りさせていただいておりますが、「座席表」「議事次第・配布資料一覧」「タブレットの使い方」についてはお手元に紙で配布させていただき、その他の資料についてはお手元のタブレットで御覧いただければと存じます。

タブレットの使い方についてお困りの場合は、お席で挙手いただくなど合図していただければ担当の者が対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

議事の運営等について

○松本制度審議室長　続きまして議事の公開について、本小委員会では、新型コロナウイルス対応のため、一般傍聴及びプレスの傍聴につきましては、W e b 傍聴に限って可能と

しております。また、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開いたします。

事務局からは以上となります。

○田村委員長 ありがとうございました。

特許庁長官挨拶

○田村委員長 続きまして、本日の議題に入る前に、特許庁の濱野長官から御挨拶いただきたく思います。よろしくお願いします。

○濱野長官 本年7月1日付で特許庁の長官を拝命いたしました濱野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

田村委員長はじめ委員の皆様には、本日、大変御多忙の折御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、今回新しく委員をお引き受けいただきました皆様、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様には、私ども特許庁の行政に対しまして平素より格別な御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。改めまして厚く御礼申し上げます。

本商標制度小委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、一昨年、商標制度小委員会において御審議を賜りました商標の使用の定義の見直し、国際商標登録出願に係る手続の整備等を措置する法律案でございますが、令和3年5月14日に可決・成立をいたしまして、同年5月21日に公布をされてございます。この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

商標の使用の定義の見直しにつきましては令和4年の10月1日に、国際商標登録出願に係る手続の整備につきましては令和5年4月1日に施行予定でございます。円滑な施行に向けまして、ユーザーに対する周知に努めてまいります。

さて、本年4月から6月にかけて、今後の知財制度の改善、支援の在り方について検討するため、特許庁政策推進懇談会が開催されました。この懇談会での議論を踏まえまして、産構審知財分科会の各小委員会において議論を深めてまいりたいと考えてございます。既に今月の9日に意匠制度小委員会、26日には特許制度小委員会を開催しまして、委員の皆様から貴重な御意見、御議論を賜りました。

本日の商標制度小委員会におきましては、ユーザーの利便性や国際的な制度調和の観点をお踏まえまして、他人の氏名を含む商標の登録要件緩和、先行商標権者の同意により、同

一または類似する後願商標の登録を可能とするコンセント制度の導入、手数料の支払いをWIPOに対し一括で済ませられるような制度改正、e-Filingによる手数料一括納付等が議題とされてございます。このうち他人の氏名を含む商標の登録要件緩和の御審議に当たりましては、オブザーバーとして熊本大学の大日方教授、京都大学の山本教授、東京大学の米村教授に御参加をいただいております。心より御礼申し上げます。

懇談会でも活発に御議論いただいた論点等でございますけれども、本日の小委員会で御審議を賜り、具体的な対応策の検討を進めてまいりたいと考えてございます。本日は限られた時間でございますが、委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見、御議論を頂戴できれば幸いです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田村委員長 ありがとうございます。

議 事

① 商標審査の現状について

○田村委員長 それでは、議事に入ります。

まず初めに、商標審査の現状について、資料1を基に事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○高野商標課長 商標課長の高野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、商標審査の現状を御説明させていただきます。資料1を御覧ください。

まず、商標出願件数の推移でございますが、2021年度の出願件数は約18万5,000件となっております。2014年と比較すると約1.5倍ということで、商標の出願件数は年々増加傾向にございます。増加傾向の要因としては、技術の進展に伴って新しい商品、サービスが生まれるであるとか、eコマースの発達、または個人、中小企業からの出願の増加等が要因の一つではないかと想定してございます。

続きまして、次のスライドを御覧ください。では、産業分野別に出願区分数の推移がどのようなになっているかでございますが、2021年は化学分野の出願が減少してございます。また、食品分野においても2020年に少し減少傾向にあります。他の分野については増加傾向にあるということでございます。

続きまして、次のスライドを御覧ください。近年の出願件数増加の要因、1つとして、個人、中小企業による出願が堅調に増えてございます。こちらのグラフを見ていただきま

すと、大体商標出願全体の6～7割が個人、中小企業からの出願ということになってございます。これは弊庁出願の特徴の一つだと考えてございます。2021年の個人、中小企業の出願の割合は、2015年と比較しますと約1.2倍に増加しているということが御覧いただけるかと思います。

続きまして、次のスライドを御覧ください。この商標出願の増加傾向でございますが、世界的に見ますと、アメリカ、ヨーロッパ、中国、韓国でも、商標出願は増加傾向にございます。特に中国での商標出願が増加しているところが顕著に見てとれます。また、昨今、アメリカの出願増も顕著に表れているところでございます。

続きまして、次のスライドを御覧ください。商標審査における処理件数の推移でございますが、商標出願の増加に伴って、商標審査の処理件数も増加させてございます。2021年は前年比で約1.2倍の審査処理を達成してございます。

日本の審査処理を世界各国と比較すると、右側のグラフになります。こちら出願件数ではなくて審査区分数になりますけれども、審査官1人当たりの審査区分数は、韓国、アメリカ、ヨーロッパと比較しても、日本の審査官1人当たりの審査区分数は多うございます。

続きまして、次のスライドを御覧ください。近年の商標出願増の影響により、2020年までは審査期間が長期化する傾向にございました。そこで、2019年6月21日に閣議決定をしました成長戦略の中で、2022年度末までに商標の権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8月とするという目標を掲げまして、これに向けて審査期間の短縮に努めてまいりました。具体的な方策については参考資料に書いておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

結果としまして、2021年度の平均審査期間でございますが、ファーストアクション期間、いわゆる最初の審査結果の通知までが8月、T P期間、最終処分までが9.6月となっております。順調に審査期間を短縮しているところでございます。2022年度末までに権利化までの期間を8月とするという目標ですが、現在、その目標に向けて審査を進めており、達成できる見込みになってございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○田村委員長 ありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明に関して、御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。発言いただく際には、会議室にいらっしゃいます方は挙手いただきまして、指名されましたら卓上マイクをオンにしてから御発言ください。できるだけマイクに近づいて御発言いただきますようお願いいたします。

また、オンラインにて御出席の皆様につきましては、チャット欄に御発言御希望の旨を御記入ください。書き込みを見て御指名いたしますので、御発言いただく際にはマイクをオンにさせていただくようお願いをいたします。

特に御質問御発言等ないようですね。オンラインのほうもよさそうですね。

では、どうもありがとうございました。

② 当面の検討課題について

○田村委員長 次に、当面の検討課題について、資料2を基に事務局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○松本制度審議室長 それでは、資料2を御覧ください。当面の検討課題についてでございます。

特許庁政策推進懇談会についてでございますけれども、今年、令和4年4月に有識者からなる特許庁政策推進懇談会を立ち上げ、5回開催をいたしました。6月30日に報告書を取りまとめてございます。デジタル化・グローバル化の進展への対応、大企業に加え中小企業・スタートアップ、大学等の知財活用の更なる促進、併せて特許庁自身の一層のデジタル化による業務の効率化に取り組んでいく必要がある、こういった観点から御議論をいただきまして、この特許庁政策推進懇談会で示された知的財産政策に関する今後の検討の方向性等も踏まえつつ、各論点について産業構造審議会知的財産分科会の各小委員会において御議論いただくという位置づけにしております。

次のページ、当面の検討課題でございますけれども、この商標制度小委員会におきましては、他人の氏名を含む商標、コンセント制度、e-Filing納付等を当面の検討課題としてございます。

参考として、意匠制度小委員会、特許制度小委員会につきましても、御覧のような検討課題を予定しているところでございます。※の1つ目ですけれども、書面手続のデジタル化等につきましては、特許制度小委員会の検討課題として記載してございますけれども、こういった意匠、商標に関わる論点につきましては、意匠制度小委員会及び商標制度小委員会においても御報告させていただく予定としてございます。

当面の進め方ですけれども、月1回程度の開催を予定してございます。議論が深まった論点については、適時に方向性を取りまとめるという形でお願いできればと考えております。

す。

事務局からは以上になります。

○田村委員長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明に関して、御意見、御質問等のある方はいらっしゃいますでしょうか。御発言御希望の方は、挙手またはチャット欄への書き込みをお願いいたします。

御発言よろしいでしょうか。なさそうですね。それでは、ありがとうございました。

③ 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和について

○田村委員長 次に、他人の氏名を含む商標の登録要件緩和について、資料3を基に事務局から御説明をいただき、その後、質疑に移りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○根岸商標制度企画室長 商標制度企画室長の根岸でございます。よろしくお願いいたします。他人の氏名を含む商標の登録要件緩和につきまして、資料3に基づいて御説明させていただきます。

それでは、資料の2ページを御覧ください。先ほど紹介がありましたが、特許庁政策推進懇談会における議論をまとめたものでございます。同懇談会におけるメンバーの方々からの主な御意見、御示唆をいただいた方向性を御確認いただき、改めて本委員会において御審議いただきたく存じます。

3ページを御覧ください。商標の構成中に他人の氏名を含む商標は、商標法4条1項8号により、その他人の承諾がない限り登録することはできません。その趣旨は、他人の人格的利益の保護にあるとされています。現行の商標審査においては、氏名を表す文字種、他人の周知・著名性の有無、出願商標の周知・著名性の有無などにかかわらず本規定が適用されます。

4ページを御覧ください。氏名を含む商標については、ファッション業界などを中心に、創業者やデザイナーの氏名をブランド名として採用する傾向がございます。しかしながら、4条1項8号により、新興のブランドも広く一般に知られたブランドも、商標中に含まれる氏名と同名の他人が存在すれば、一律に出願が拒絶されています。このような状況は、氏名からなるブランドの商標としての保護に欠けるという御指摘がございます。また、氏名を含む商標が採用されることの多いファッションブランドの多くはいわゆる中小企業で

あり、中小企業やスタートアップ企業のブランド保護の観点からも検討が有用と考えております。そこで昨年度、見直し検討の基礎資料とするための調査研究を実施しております。

5 ページを御覧ください。こちらは、参考として本規定の氏名に関する近年の裁判例、審査における拒絶事例を掲載してございます。説明は割愛させていただきまして、6 ページを御覧ください。

昨年度の調査研究において、氏名権に知見を有する学識経験者の方々からは、他人の氏名の無断使用それ自体が当然に氏名権の侵害となる可能性は低いという御見解や、4 条 1 項 8 号は過度に他人の人格的利益を保護している印象があるという御見解が示されました。また、この調査研究で調査した国、地域におきましては、他人の氏名を含む商標について、その拒絶理由等の対象となる他人の氏名には一定の知名度の要件が課せられていることが確認されました。この点におきまして、日本のみが他人の氏名の一定の知名度の有無にかかわらず登録が拒絶されているということでございます。

7 ページを御覧ください。このような調査研究の結果も踏まえて整理いたしますと、現行制度の問題ですが、これは出願人の商標登録を受ける利益よりも他人の氏名に係る人格的利益が過度に優先された結果生じているものと存じます。そこで、他人の人格的利益の保護という 4 条 1 項 8 号の趣旨を変えることなく、両利益の調整方法を見直すことが妥当ではないか、その調整方法としては、他人の氏名側に何らかの要件を課す方向で検討すべきではないか、このように整理いたしました。

8 ページを御覧ください。その場合の他人側に課す要件についてですけれども、ユーザーニーズや国際的な制度調和などを踏まえれば、他人側の知名度を考慮する方向で検討すべきところです。その前提として、4 条 1 項 8 号で保護すべき人格権、氏名権については、出願に係る指定商品や指定役務と氏名とが結びつけられることによる弊害、又は不利益を受けない権利と整理できるのではないかと考えます。

そのような人格権、氏名権との関係において、他人の氏名の知名度が高ければ、その結びつきによる弊害や不利益が大きくなり、氏名権侵害の蓋然性が高くなる。逆に他人の氏名の知名度が低ければ、氏名権侵害の蓋然性は低いといえるのではないかと考えます。このような知名度に関する要件が仮に採用された場合でも、登録された商標の使用に氏名権等の侵害があった場合は、民法に基づく請求が妨げられるものではなく行為が規制され得るため、法的な救済が可能ではないかと考えてございます。

9 ページを御覧ください。ここまでの整理により対応の方向性をまとめますと、ユーザ

ーニーズ、国際制度調和を踏まえ、4条1項8号の趣旨等に鑑みれば、出願人の商標登録を受ける利益と他人の氏名に係る人格的利益とのバランスを調整し、同号における他人の氏名に一定の知名度の要件を課すというような方向での法改正を検討すべきではないか、となります。このような整理や方向性の適否につきまして、この後の留意事項も含めまして御審議いただきたく存じます。

10ページを御覧ください。検討事項1は、一定の知名度を検討するに当たっての留意事項となります。具体的な条文や審査基準等の検討を進めていくに当たりまして、その一定の知名度の程度、知名度の判断基準となる需要者の範囲などについて留意すべき事項を挙げさせていただきました。こちらの適否や過不足等について御確認をお願いいたします。

11ページを御覧ください。こちらは参考として、周知・著名性に関連する商標法の規定とその解釈を抜粋したものになります。説明は割愛させていただきました、12ページを御覧ください。

こちら参考資料となりますが、他人の氏名に一定の知名度の要件を課す法改正をした場合に、その一定の知名度を有しない他人の側から見て懸念を生じないかという観点からまとめさせていただいた資料になります。細かい説明は割愛させていただきました、13ページを御覧ください。

こちら参考資料になりますが、4条1項8号の対象範囲について、現行と仮に見直した場合とを比較した図になります。見直し後の4条1項8号においては、氏名権侵害の蓋然性が低い場合は出願人側の商標登録を受ける権利を保護し、商標としての使用意思に疑義がなく、出願の経緯に不正の目的がないなど、8号以外の拒絶理由にも該当しなければ登録となり得ます。ただし、商標登録されたとしても、見直し前と同様に自己の氏名を普通に用いられる方法で表示して使用する場合などには商標権の効力は及ばず、また登録された商標の使用が氏名権を侵害する場合はあれば、民法に基づく請求を妨げるものではないです。

14ページを御覧ください。検討事項2としまして、法改正や改正後の審査運用を検討していくに当たり、留意すべき課題の適否、過不足について御確認をお願いいたします。5つ挙げておりますけれども、①が商標に含まれる氏名と無関係な者による出願、②が無関係とまではいえない者による先取り出願についてですが、いずれも4条1項8号以外の拒絶理由との対応範囲について検討を要するというような課題とさせていただいてございます。④は審査判断のばらつきに関する課題でございまして、①、②、④につきましては、

本小委員会で御示唆いただいた後、具体的なところは商標審査基準ワーキンググループにおきまして検討をお願いするものと存じます。

③は出願時においては一定の知名度を有しなかった他人が事後的に知名度を獲得した場合となりますが、商標一般において現行法下でも起こり得ることですけれども、氏名を含む商標につきましては、民法に基づく請求や商標法26条による抗弁などもあり得ると存じます。⑤は法改正の検討を進めていくに当たっては、例えば継続的使用権の措置の要否なども確認すべき留意事項とさせていただいております。

15ページを御覧ください。検討事項3としまして、関連する規定の改正要否について御確認をお願いいたします。現行の4条1項8号で氏名と同列に規定されている肖像及び名称の見直しの要否、商標権の効力制限を規定する26条の見直しの要否、無効審判の除斥期間を規定する47条の見直しの要否についてでございます。いずれも今回の改正による見直しは不要と整理させていただいております。

16ページを御覧ください。最後になりますけれども、検討事項4として、昨年8月に判決が出ましたマツモトキヨシ音商標事件判決を踏まえた審査運用の見直しについてでございます。こちらにつきましては、今回提案させていただいている法改正による検討を優先しまして、審査運用の見直しのタイミング及び要否については、慎重に検討を進めてはどうかとさせていただいております。この点、御確認をお願いいたします。

本資料につきましの御説明は以上になります。

○田村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明に関して自由討議を行いたいと思いますが、まずは、本日オブザーバーとして参加いただいている大日方様、山本様、米村様より御発言をいただければ幸いです。今の順でお願いできますか。

それでは、大日方様、よろしくお願いいたします。

○大日方オブザーバー 熊本大学の大日方でございます。憲法学においても、氏名については個人の人格の象徴であると理解してきたと思います。また氏名権についても、人格権の一内容を構成するものと理解してきていると思います。したがって、氏名権は人格権に由来するものとして憲法13条の幸福追求権において保障されているといえるのでしょうか。けれども、憲法は国家行為を規制する法規範ですので、氏名権を憲法上の権利として捉える場面は少なかったかと思います。

最高裁が憲法上の権利として氏名権について本格的に判断したのは、平成27年の大法廷

判決である夫婦同姓違憲訴訟においてであったと思います。本件は、婚姻の際に夫又は妻の氏を称するとしている民法750条が憲法13条に反するのではないかという点が主な争点だったと思いますが、氏名権の内容と思われる氏の変更を強制されない自由について、憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえず、民法750条は憲法13条に反するものではないと判示されております。

また、氏名権に関するものとしては、一般的には、人格権に由来するものとして氏名をみだりに利用されない権利が説かれることがあります。この権利は、憲法13条で保護されているプライバシー権を自己情報コントロール権と捉えた場合の保護法益の一つであると理解できると思います。

さらに、必ずしも裁判例で認容されたものではございませんが、例えばマイナンバー制度のように個人を番号で識別するような制度について、人格権に由来するものとして、番号で呼ばれない権利や名前でもらう権利のようなものが説かれることもあります。先の最高裁判決も含めてですが、こうした権利主張の保護利益を考えてみると、それは一言でいうと、氏名に関する個人の感情や思い、こだわりのようなものの毀損の防止といえるのではないかと考えております。氏名にまつわる感情侵害の防止、これを人格権の内容としてみていこうということなのかと思います。もっとも、こうした法益を憲法上の権利の内容と考えたとしても、それは無制約ではありません。公共の福祉や公共の利益との調整を必要としている。先の例でいえば、戸籍制度や個人情報を扱う様々な制度の下で、ほかの利益との関係で制約され得るものとして理解すべきでしょう。

翻って、今御議論されている商標法4条1項8号の改正問題については、仮に氏名にまつわる感情侵害の防止という法益が憲法上のものであるとされても、ほかの正当な目的のため、本件では氏名を含む商標の保護ということでしょうけれども、こういう目的のために適切な方法での制約は許されると解されると思います。また、その判断において一定の知名度など氏名については、登録後のトラブルを未然に防ぐというような目的で、なお従前のままであるという判断もあり得るかと思います。

したがって、今御議論されているような法改正の内容について、憲法学の見地から特に違和感はありません。

私からは以上です。

○田村委員長　ありがとうございました。続きまして、山本様からお願いできますでしょうか。

○山本オブザーバー 山本です。私のほうからは、私の専門である民法学の観点から、氏名権の理解と改正提案の評価についてコメントをさせていただきます。

まず、氏名権の理解については、氏名そのものと氏名に関する権利を分けて考える必要があります。氏名そのものは、社会における個人の識別記号に当たります。これは個人を識別するための制度を前提としたもので、国家制度としては、氏名制度は戸籍制度と結びつけられていますが、より広い社会的制度としての氏名制度は、戸籍制度とは別に広く受容され機能しているとみることができます。

いずれにしても重要なのは、同じ氏名を使用することが制度上許容されている。つまり、特定の氏名の排他的使用は制度上認められていないということです。

次に、氏名権の内容は、氏名の決定保持権、氏名表示権、氏名利用権という3つに整理することができます。氏名決定保持権というのは、自分の氏名はAであると決定する、自分の氏名はAであることを保持する権利です。氏名表示権というのは、自分の氏名はAであると表示する、あるいは表示しない権利。氏名利用権は、自分の氏名はAであることを利用する権利、これは利用するかどうかを決める権利を含みます。ただ氏名権の特徴は、そういう氏名の決定保持・表示・利用を介して、その人と他の人格権ないし人格的利益と結合するところにあります。そうした他の人格権ないし人格的利益の中核をなすのは、自己同一性ないしアイデンティティーに係る権利ですが、さらにプライバシー権や平穏生活権、名誉・信用・パブリシティ権などと結びつく可能性があります。実際の紛争では、氏名を介してそれらの人格権あるいは人格的利益が事案に応じて問題になるとみることができます。

次に、氏名権の侵害に関しては、憲法や民法ではこれまで、氏名権を持たないものが氏名権を侵害する場合は議論されてきました。例えば国による氏名権の侵害としては、戦前の創氏改名や今も出てきましたような夫婦同姓などが問題とされてきました。他の指示による氏名権の侵害としては、例えばネームプレートの着用義務のように、氏名の表示・利用を強制するものや、あるいは冒認などのように他人が氏名を表示・利用する場合は問題とされてきました。

それに対して、同じ氏名を有する者同士の間では氏名権と氏名権が衝突します。こうした衝突の調整をどのように行うかについて、これまで民法では十分に検討されてきたとはいえません。ただ、こうした場合には、それぞれの氏名権者が有するどのような人格権や人格的利益が侵害されているかによって、衝突の調整を考える必要があると考えられます。

商標法4条1項8号では、様々な場合があり得るのですが、最も問題になるのは、こうした氏名権を有する者同士の間での衝突が問題になる場合だと思います。現在の規定は、氏名を含む商標の登録を認めると他人の氏名表示・利用権が侵害されるおそれがあることから、承諾がない限り、一律に商標登録を受けることはできないとしていると考えられます。これはあり得る一つの調整の仕方ですが、これによって氏名と結合した他の人格権ないし人格的利益、とりわけパブリシティ権等の保護が少な過ぎる、過少になっているのではないかということが今回の改正提案の趣旨だと考えられます。

ここで、この改正提案で考えられている方向は、指定商品・役務と氏名の結合によって特定の人々が想起されるかどうかによって氏名表示・利用権の侵害の有無を判定する。特定の人々が想起されなければ、他人の氏名表示・利用権が侵害されていないので商標登録を認めてもよいけれども、想起されるのであれば商標登録を認めない。要するに氏名表示・利用権の侵害があるかどうかによって見直しをする、そういう提案だと理解することができます。このように理解しますと、改正提案は、あり得る一つの調整の在り方として是認されるだろうと思います。

ただし、そうしますと次の課題は、氏名により特定の人々が想起されない、したがって、その人の氏名表示・利用権が侵害されないということを確保するための要件をどのように設定するのが適当かということです。改正案を詰める際には、その点は特に重要になるということを指摘しておきたいと思います。

私からは以上のとおりです。

○田村委員長 ありがとうございます。続いて、米村様、お願いできますでしょうか。

○米村オブザーバー 東京大学の米村でございます。私も、今直前でお話しさせていただきました山本先生と同様に民法を専門とする研究者でございまして、民法の観点からコメントさせていただくということになるかと存じます。

基本的な内容は、山本先生に御説明いただいたとおりですので、一般的な話はそれほど突っ込んだところはお話ししないということにさせていただきたいと思いますが、日本では、氏名権に関してそれほど民法学の中で手厚い検討がされてきたとは言いがたいところでありまして、氏名権の内容や具体的な侵害行為としてどのようなものがあり得るのか、あるいは複数の権利者が存在した場合の調整方法といったものも明確な形で議論されてこなかったところがございます。しかしながら、商標法においてはその点がかなり問題となる事例が想定されることから、従来法において一定の整理がされ、氏名権を手厚く

保護する法制度が採用されてきたということであろうと考えております。

しかしながら、従来の法制度はかなり氏名権の保護に手厚過ぎるところがあったように思っております。およそ民法上、氏名権の侵害、衝突が生じないような場面も含めて、何らかの個人の氏名が入っていると、一般的に商標としての使用が許可されないという形になっておりまして、それは権利保護の在り方としてはやや過剰であったというようにみることができるかと思います。

今回の御提案は、一定の知名度要件というものを導入することによって、民法上の氏名権侵害が発生し得る一定の場面に限って商標使用を許可しないというような仕組みにするという御提案かと理解いたしております。その方向性自体は、一定の侵害場面に限って商標の使用許可のところでの解決として、それ以外の問題については他の法制度あるいは商標制度の他の規定の中で解決をするということを考えておられるということであろうと思いますので、一つの法政策の在り方としては十分あり得るものであろうと考えております。

ただ、直前で山本先生からの御指摘にもございましたが、その際に具体的要件としてどのようなものを設定するのかというのは一つの大きな問題でありまして、私といたしまして、知名度要件というのが物理的な著名性といったものに限定して運用されるとすると、民法上の侵害行為との齟齬が生じる場面が増えてくるような印象がございまして、いわゆる知名度、どのぐらいの人に広く知られているかということのほかにも、もう少し様々な背景・事情を考慮した柔軟な判断枠組みが実現できることが望ましいのではないかなというように感じた次第でございます。

あまり具体化した議論というのは現段階では難しい部分もございますけれども、例えば知名度要件というのを直接的に取り上げますと、どうしてもパブリシティー権との関係性がどうなるのかということが一般的には問題とされそうな印象がございます。パブリシティー権に関しては、顧客吸引力の利用という要素がございますので、顧客吸引力を有する氏名を利用した場合に初めて侵害が起こるという整理になるかと思われまいます。それと同等な場合にだけ商標の使用許可をする形になるとすると、これは氏名権の保護としてはやや狭くなる、むしろ狭過ぎてしまうというおそれもなきにしもあらずのように感じます。

したがって、パブリシティー権の保護の範囲とどのような関係に立つのかということを一応整理した上で法律要件を定めていただくということが、差し当たっては実務的にも重要な課題になるように思った次第でございます。

以上でございます。

○田村委員長 ありがとうございます。それでは、委員の方からの御発言をいただきたく思います。御発言御希望の方は、挙手またはチャット欄への書き込みをお願いいたします。

橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 橋本です。弁理士会では、4条1項8号の要件を緩和するということについては賛成でございます。私どもといたしましては、他人の氏名について一定の知名度を要求するという点についても賛成でございますけれども、その知名度につきましては、周知・著名という程度までは不要ではないかと考えております。

それから名称についてですけれども、こちらについても、できれば氏名と同様に取り扱ったほうがよろしいのではないかと考えております。

登録の可否の判断に当たりましては、他人の人格権と出願人の経済的利益とを比較衡量すべきであるということは、先生方がおっしゃっているとおりですけれども、人格権を保護しつつ、出願人の登録を受ける権利にも配慮していただきたいところでございます。

また、出願人と当該氏名、名称を有する者との同一性あるいは関連性、同意書などをもらっているということも必要であると、当然ではあるかと思っておりますけれども、考えております。

以上です。

○田村委員長 どうもありがとうございます。では、お願いいたします。

○根岸商標制度企画室長 ありがとうございます。3つ御質問、御意見を頂いたと思っております。

1つ目は、要件を検討するに当たって周知・著名までは不要ではないか、そこまでのレベルは不要ではないかということでございますけれども、先ほどの資料にもございましたとおり、仮に今回の法改正を進めるに当たりましては、他人の氏名権の侵害が生じる蓋然性の高さを考慮した法改正ということになりますけれども、それを考慮した形で、今後、商標審査基準なりで方向性を定めていきたいと考えてございます。その際には、氏名の知名度を判断するに当たっての需要者の範囲をどのような範囲にするか、その指定商品・役務の需要者だけなのか、それともそれを含むような分野の需要者なのか、このあたりも検討しまして具体的なことを定めていきたいと考えてございます。

2つ目の名称につきましては、氏名と同じように、現在、知名度要件がかかってございませんので、御意見があるということは承ります。氏名につきましては、実際に氏名を含

む商標は登録されにくいというような問題が顕著化しておりますし、改正のニーズも非常に高いと考えておりますので、氏名について今回整理させていただいた上で、名称につきましてもニーズとか、また氏名と名称ですと性質というところも違ってきますので、そこは全く一緒に検討できるかというところも含めまして、今後、そのようなニーズに応じて検討してまいりたいと考えてございます。

それと出願商標側の同一性でございますけれども、例えば出願商標に含まれている氏名と出願人との関係性ということかと認識してございますけれども、そちらにつきましては、直接4条1項8号ということではなくて、商標法の中の他の規定との関係で拒絶すべきものは拒絶する、もしくは出願人と氏名とが異なることによって、これが本当に自身が使用する意思があるものかどうかを確認するような審査運用も併せて検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○田村委員長 よろしいでしょうか。

○橋本委員 はい。ありがとうございます。

○田村委員長 それでは、ほか、いかがでしょうか。

宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員 ありがとうございます。日弁連では、いただいた議題について十分時間をとって検討して、方向性を何か御提言するような段階にまで議論が進んではいませんが、本日の議題を拝見して、商標PT（プロジェクトチーム）の委員の中からは、本日の資料3で、これまでの事例として、例えば「TAKEO KIKUCHI」とか「ヨウジヤマモト」とか「ジュン アシダ」が登録できなかったという事例とか、マツモトキヨシの音商標の登録が当初できずに知財高裁が登録を救済したと私は理解しているんですが、このような有名なデザイナーズブランドが登録できないというのは、やはり非常に違和感があるので、それを救う方向での議論には賛同する、というようなコメントがございました。

以下は私の全くの私見ですけれども、個人の氏名を含む商標登録をより広く認めるようにするかしないかというのは、結局どちら側ですかね、どの程度の登録まで認めるかということで、マツモトキヨシの判例に出てきたように、自分の名前を登録しようという人に、より課題というか知名度を求めて、それがあの場合に登録するという方向性と、ただ自分の名前を登録したいという人が、調べたところそんなに有名な人がいなければ登録を認めてあげようという、2つの方向性があって、どちらを採択するかでいろいろな議論がある

と理解しております。

今回の他人の氏名に何らかの要件をつけるということは、できるだけ有名でない人にも商標登録を認めてあげようという、そういう方向をよしとするということになるのかと思います。私は、そのどちらもあり得る選択だと思っておりますけれども、あまり有名ではない人の氏名を他人が使っていないから登録してあげようという制度をしたときに、複数の同じ名前の人が今後出てきてビジネスをしにくくなるのではないかと、そういう問題については、釈迦に説法のような話ですけれども、26条の商標権の効力の問題ですね、自分の名前は自分の名前として使えるという、そういう適用除外条項もありますので、例えば「きくちたけお」という人がいて、自分が志してファッションビジネスをやるときに名前を使えなくなるかという、そういうわけではない。ただ、それが商標として使えるかどうかという、そういう問題になってきますので、26条を柔軟に解釈することによって氏名権の侵害が、著しく困るほどの侵害が起きないようにできるということは十分あり得ますので、出願人側により登録をしやすい方向で行くということもありと思っております。

すみません、雑ばくな意見で。

○田村委員長 どうもありがとうございます。基本的に賛成と承りました。

齊藤委員、よろしくお願いします。

○齊藤委員 齊藤です。私は、知的財産協会の商標委員会にもヒアリングをしまして、知財協は御存じのようにユーザーの集まりでありますので、ユーザー視点での意見が幾つか出てきておりました。今回の緩和については、今まで企業における特に商標担当にとって、他人の氏名を含むものは商標としてはふさわしくないという固定概念があったものが、商標の選択肢が広がるということは、いいのかなと考えております。

ただ、今回の法改正において「周知」という言葉については、いろいろとまだ議論するところがあるのかなと思います。例えば地域的なもの、例えば関西では非常に有名だけど北海道では全然周知性がないとか、どう考えるのかとか、最近はインターネット社会になりまして、瞬時に日本全国に名前が広がるような傾向があるのでさほど懸念する必要はないのかもしれませんが、気になる点ではありますので、御考慮いただきたいということです。

あと、今回の法改正の改正そのものの周知については、やはり気をつけていただきたいことがあります。これは先だつての特許庁によるヒアリングのときにも私から発言させて

いただいたんですが、例えば、今回の法改正が人名を商標化することについて、奨励だと
か促進しているものではないということはしっかり伝えておく必要があると思っています。
あくまでも商標としての選択肢として人名というものがあるというものであって、決して
商標選択に困ったら人名で出しなさいなどとか、そういったものを促すものではないとい
うことは重要な視点なのかと思っています。

これは、先ほどいろいろと説明がありましたけど、将来的には人格権に関わる問題等に
発展するようなどころもあるのかということ、例えば、子供のいじめにならないかとか、
要はそういった名前が、多感な子供の学校で、ある商品が子供の名前とたまたま同じだっ
たからといって、そのことで子供のいじめにつながらないかとか、いろいろな社会現象を
生む場合も将来的には考えられるのではないかということなので、あくまでも商標を出願
する側の方々にとっては、本当にその商標が事業にとって有効なのかどうかということをし
っかり考えた上で商標の選択を行うという、そういうところをしっかりとメッセージとし
て伝えるべきではないかという意見があります。

今回法改正により、人名商標の出願件数がどれだけ伸びているのかということを決かの
方法でモニタリングするというのも、ビフォー&アフターを測る上では重要ないい手法で
はないかという意見も出ております。

あと、私からもう一点、先ほどの説明にありました判断、審査のばらつき、冒認出願と
いうところにも関わってくるんですが、まず、冒認商標がこれを機に出てくる可能性は十
分考えられるかと。そのときに一つ参考にしていただきたいのは、この数年間、中国では
飛躍的に商標の件数が伸びています。去年は約950万件と、こんな数の審査ができるのか
と疑問が出るくらいに非常に大きな数が出願されております。その中に大量の冒認出願が
含まれていると考えられています。

冒認出願の典型の1つとして、人の氏名を使った商標出願が非常に多いという傾向があ
ります。その中でも、他人の氏名の名前の文字の順番を変えとか、同音異義語を多分に
含ませるという形で出願をしていくケースは非常に多いです。例えば「マツモトキヨシ」
を「マツトモヨシキ」とか、そういうような感じで出願したり、例えば私の名前の「齊藤
浩二」の「齊」という字を違う類似文字に置き換えて出願するとか、そういうようなケー
スなども結構出ていますので、審査をするときには、皆さん大変になるかと思いますが、
そういった中国の事例等を参考に審査基準等を検討していただければと思っています。

そのあたりは非常に我々としても懸念するところで、冒認商標が先に取りられてしまうと

いう点も今回の懸念事項でも書いておりますが、先取りされてしまったときにそういった名前が、文字を巧みに変えた、場合によってはパロディで片づけてしまう場合もありますけど、パロディとはいえないようなケースなどもたくさん出てくるのではないかと、いうことを懸念しております。そのあたりも手当てしていただければと思います。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

○根岸商標制度企画室長 御意見いただきましてありがとうございます。幾つか御意見頂きまして、周知活動につきましては、このまま見直しの方向で検討が進みましたら、委員のおっしゃるとおり氏名を登録するということではなくて、あくまでも商標として使用する場合に登録していただくというようなこと、それから、自己の氏名がそれをもって使えなくなるということではないということ、そういうあたりをしっかりと周知してまいりたいと考えてございます。

それから、いじめ等のお話をいただきました。今も氏名を含む商標は商標法の中で登録できないということで、実際に使われている可能性もございます。改正後は登録されるということですので、その使用の場面に当たっては影響が出てくるかもしれないですけども、実際に個別の精神的な被害とか、それによる損害とかが生じた場合は、民法等で争っていただくことは、今と同じように可能と考えてございます。御意見も踏まえまして、そういうような点も含めまして検討してまいりたいと思います。

冒認につきましても、4条1項8号だけではなくて、今回の法改正に影響を受けて、そのような商標が増えるという可能性もございますので、ほかの規定、悪意の冒認出願等の商標をどうやって拒絶していくか、審査していくか検討してまいりたいと考えてございます。

○田村委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

オンラインのほうから蘆立委員が御発言御希望ですので、蘆立委員、お願いいたします。

○蘆立委員 ありがとうございます。私も、今回4条1項8号に関して改正が必要だという点に関しては同意をいたします。ただ、今までの問題点として指摘されている事案においては、2つの異なる内容が一緒に含まれているように思われまして、1つは、8号の氏名を含むというところの解釈ですけれども、これは氏名が入っているとみる可能性があれば該当するというような厳格な解釈を取られている裁判例等が一部ありますけれども、そもそも氏名に関する人格的な利益を保護するという趣旨から考えれば、氏名に該当するよ

うな文字が入っていても、その商標全体を見たときに氏名を想起させるものなのかどうかというところを考慮して、氏名が含まれている商標に当たるかどうかという判断は、恐らくは現行法でもできるのではないかと思います。となると、資料にもあったように、デザイン化された商標の中に一部氏名が含まれているようなものに関しては、8号の該当性の簡易なところで処理できる可能性もあると個人的には思っています。

ただ、そうはいつでも名前をアルファベットで、それだけ単体で書かれたり、片仮名で書かれたものについては8号の該当性の問題が出てくるということなので、そこを改正するという点については、異論はありません。

今回の提案の内容は、他人側の知名度を要求するという形で厳格化するということですが、先ほどのほかの委員の御発言にもあったように、出願人側の知名度等については直接の考慮の対象には入れていないということになっていまして、恐らくこれは、これからビジネスしていくという人が自己の名前を使いたいというときに、その信用の蓄積を確保するところを重視したと理解していますので、そういった判断はあるかと思うんですが、出願人側の要件は一切ここで考慮しないということになると、検討事項の2のほうで書かれている懸念される事項というのが非常に多数出てくる可能性があるのではないかと思います。

特に、先取りだったり、全く自分とは関係がない名前を出願してくる可能性というものもあり得るわけですし、特に商標の場合は、濫用的に出願されるという危険性は一層高いとも思われるので、ここに挙げられた課題の解決策で十分に対応できるかどうかということについては、検討が必要なのではないかという気がします。特に使用の意思、3条1項の柱書のところは、従来あまり実質的には機能してこなかったような要件であるようにも思われるので、これでどのくらい問題点が回避できるかということについては、検討の必要があるという感想を持っています。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございました。いかがでしょうか。

○根岸商標制度企画室長 御意見いただきましてありがとうございます。御指摘いただきました点につきましては、よく考慮して検討してまいりたいと思います。出願人側のところも、今回の改正に当たっての審査基準や運用を考えるときに参考にさせていただきたいと思いますし、先ほどの最後のスライドにございましたマツモトキヨシ音商標判決、基本的には今回、まずは法改正を優先して集中的に検討するという方向性で資料をつくってご

ございますけれども、8号の改正に当たっての審査基準を検討しますので、その際に、併せてこの判決の捉え方もよく検討して審査基準をつくっていきたいと考えてございます。3条1項柱書のところも含めて、ほかの10号、15号、19号等の拒絶理由等も含めまして、そのような御懸念がないような形で検討していきたいと考えてございます。

○田村委員長 蘆立委員、いかがでしょう。

○蘆立委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○田村委員長 蘆立委員、確認ですけれども、今の方向性にはご賛成で、その他については、現行法でも審査基準等での対応可能という御説明であると理解しました。よろしいでしょうか。

○蘆立委員 他人側の知名度を要求する、そのレベルはいろいろあるかと思いますが、その部分については異論ありません。現段階では、ほかの条文で全て解決できるのかどうかというところについては、もう少し検討してみる必要があるという感じもしております。

○田村委員長 その点、いかがでしょう。

○根岸商標制度企画室長 御意見を踏まえ検討させていただきます。

○田村委員長 ありがとうございます。島並委員、よろしくお願いします。

○島並委員 神戸大学の島並でございます。機会を頂きましてありがとうございます。

憲法上、民法上の人格権の一つとしての氏名権の中核は、何といたっても自己の人格と切り離せないペルソナであり、その意味でかけがえのない氏名を、使用し続ける権利・利益であると理解しております。

ところで、仮に自己の氏名について他人に登録商標を取られたとしても、自分自身での氏名の使用が非商業的な使用である場合には商標権の効力は及びませんし、他方で商業的使用であっても26条1項1号、2号がございますので、不正競争目的がなければ使用し続けることは可能でございます。そうすると、自己の氏名について他人に登録商標を取られることで損なわれるのは、自己の氏名について商標登録を受けて、市場でビジネス上、独占的に使用する利益に限られるのではないかと私自身は理解しております。これは、結局は、財産的な利益に関わるものであり、そのような利益の保護は基本的には登録商標法制の基本である先願主義によって処理されるべきであると考えております。

したがって、本来この4条1項8号の役割はかなり小さいのではないかと従来から考えておりました。ただし、それを前提としましても、他人の著名な氏名の信用にフリーライドするような登録を阻むことは、人格的な利益の保護というよりも、むしろ公正な市

場の在り方という観点からなお必要だと考えております。

そうしますと、他人の氏名であることを理由に登録を拒絶するのは、著名な他人の氏名にフリーライドするような場面に限定してよいのではないかと私は考えておりますので、今般の事務局からの御提案については、基本的には方向性は賛成したいし、むしろ登録拒絶のハードルをもっと上げてよいのではないかと考えております。

また、蘆立委員からも御指摘がありましたとおり、不正なフリーライダーかどうかという判断をするに際しては、他人と出願人の氏名の認知度を比較衡量するというようなことがあっても、私自身もよいと考えております。

私からは以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○根岸商標制度企画室長 ありがとうございます。今、委員に御意見いただきましたハードルを高く上げてよいというのは、著名性の程度を上げるというような理解でしょうか。

○島並委員 おっしゃるとおりです。かなりの程度、著名なものに限定して考えるという意味で、ハードルを上げると申し上げました。

○根岸商標制度企画室長 御意見ありがとうございます。今回、整理させていただきます4条1項8号の趣旨、氏名権侵害の蓋然性の高低を踏まえて、その侵害性が高いものを拒絶するというようなところも鑑みまして、そういうような審査運用とはどういうものなのか、検討してまいりたいと考えてございます。

○田村委員長 高崎委員、よろしくお願いいたします。

○高崎委員 中小企業の立場として、中小スタートアップの主にファッションに携わる方々が自身の名前を商標登録できるということは、経営者として、あるいは企業家としてモチベーションアップにつながるのではないかとということで、方向性としては非常にいい方向ではないかと思っております。

また、商標ということは、先ほど冒頭のお話にもありましたように、中小企業が6割ぐらいを占めて増えているということで、中小企業の知財活用全般についてもいい方向性に行くのではないかと思います。

一方、1つこういう懸念がないかと思っているのが、出願人側の商標登録を受ける権利を保護するというふうなバランスを取った形になると思いますが、逆にそれが拡大解釈されて、自分の名前の商標登録を受ける権利があるというように思われてしまうと、例えば私、高崎充弘（ミツヒロ）という名前で仮に商標登録が認められた場合、高崎充彦（ミツ

ヒコ) というようにヒロとヒコと、ヒコという人が、「いや、私もこれ自分の名前だから」と言って同じサービス分野で出願した場合、それは拒絶理由になったりしますよね。そういった場合、自分の同じ名前なのに、氏名なのに、高崎充弘(ミツヒロ)は登録されて、高崎充彦(ミツヒコ)はちょっと違うというだけで登録されないのはおかしいというような議論が出ないかと若干心配はしております。

以上です。

○田村委員長 いかがでしょうか。

○根岸商標制度企画室長 あくまで商標として使用していただくものを登録していただいて、実際に登録した商標は事業で使っていただくということも含めて、よく周知してまいりたいと思います。

御質問に対するお答えになっていますでしょうか、もし違っていたら御指摘ください。

○高崎委員 ありがとうございます。

○田村委員長 井関委員、お願いいたします。

○井関委員 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。この問題については、私は御提案に基本的に賛成しておりますので、発言するつもりじゃなかったんですけども、今の島並先生の御発言を伺いまして、一言だけ発言したいと思いました。

基本的に、自己の氏名について他人に登録商標を取られることで損なわれるのは、自己の氏名について商標登録を受けて、市場でビジネス上、独占的に使用する利益に限られ、8号は、もともと役割として狭いものだという島並先生の御発言を伺いましたけれども、私は、少し違うように思っております。一番最初に憲法の大日方先生がおっしゃいましたように、氏名にまつわる感情侵害の防止というところが、氏名権という人格権として重要だと思っておりますので、そのように極限したものでは必ずしもないと思っております。ただ本日の御提案につきましては、氏名権侵害みたいな場面がありましたら民法上の措置も取れるということでしたので、基本的に問題ないと思っております。あと、他の御提案としましては、蘆立先生がおっしゃった使う側の知名度とか、そういうことも考える必要があるのではないかという御意見には、なるほどと思いました。

以上です。○田村委員長 ありがとうございます。今の点に関してございますでしょうか。よろしいですか。

○根岸商標制度企画室長 ありがとうございます。

○田村委員長 ほか、いかがでしょうか。

石井委員、お願いします。

○石井委員 石井です。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。私もご提案に賛成致します。そして、先ほど井関先生がおっしゃったように、4条1項8号は、自分が使用し続けるだけではなくて、自身と結びつけて考えられる、想起されること自体に関する人格的利益の保護の規定と理解しております。そうすると、米村先生が、パブリシティ権と同等な場合にだけに限ると氏名権の保護として狭いのではないかとおっしゃっていた点と関係すると思いますが、一定の知名度とはどの程度かという問題や、齊藤委員がおっしゃったような地域的範囲をどうするかのほかにも、根岸室長がおっしゃっていた知名度を判断する場合の対象（資料10ページ）について、指定商品・役務を中心としてある程度幅を持った需要者を対象とすることも重要と思われます。例えば自由学園の判決ですと、「学校法人自由学園」の略称である「自由学園」について）コアな需要者ともいえる学生よりも、教育関係者を始めとする知識人に知られていたもので、本人を指し示すものとして一般に受け入れられているか否かの判断において広げており、一般人を基準にしたときに、どこまで広く幅を持たせるかというところが問題となると思われます。この点は今後、審査・運用の問題になると思いますが、ここがもしかしたら判断のばらつきにも関係してくるかと思いました。

それから、蘆立先生がデザイン化された商標の中に一部氏名が含まれている場合について言及されていましたが、私は「氏名を含む」の文言を限定解釈、縮小解釈するというか、この中でも読み取れるのではないかというお話と理解し、私も賛同致します。その上で、反対に「他人を含む」をもう少し広げて解釈すれば、齊藤委員がご指摘されていた、名前の順番を変えて出願される場合については、「他人を含む」を「他人を想起させる」という意味で、全く同じでなくても想起されれば含むとして解釈で対応できるような気も致しました。

他には先物買い等についてですが、3条1項柱書等でどこまで対応できるかの問題に関連して、先物買いの中でも出願時は知名度がそれほど高くないときにどうするかという懸念が出ておりました。経済的利益を保護する4条1項のほかの号の問題としても先物買いがあると思うんですけども、これらと同じ基準でいいのか、仮に第三者の人格的利益の問題も経済的利益の問題も同じと考えれば、基本的には今まで使っていた他の号のもので対応・発展させればよいと思いますが、人格的利益ならではの問題があるという話になった場合には、プラスアルファの手当てが必要になるのだろうと思いました。その場合、運

用の問題なのか文言の問題なのかは別として、周知性のレベルを下げて、一定の知名度があつて先物買いされそうなものは含むようにするのを周知の中に読み取るかどうかとか、そういう問題も出てくるかもしれません。

あとは、4条1項7号が今後どこまで適用されるかというところが難しい問題かと思いました。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。多岐にわたる御指摘がございましたけれども、いかがですか。

○根岸商標制度企画室長 御意見ありがとうございます。需要者の範囲につきましては、審査基準等をワーキングで検討いただくことを考えてございますけれども、基本的な考え方は、資料に記載のとおり、指定商品・役務の需要者に限らず、その分野の中でどのような知名度があるか、その中で知名度の高低というところを、できるだけ審査のばらつきが生じないような、ある程度均一的に審査できるような形を検討していければと考えてございます。

また、単に文字だけではなくて、それがデザイン化されていたり、ほかの商標なり文字と結合した場合は、現行運用においても8号をかけない場合もあり得るのではないかと。御指摘については、今の審査基準でも、商標構成中に組み込まれてしまって、氏名の部分を切り取ってそこだけを認識するというのが明らかに不自然な場合というのは、その文字列が含まれていても8号をかけないということはございます。ただ、氏名の部分が切り取られて見られてしまうような商標の態様ですと、これまでの裁判例等も踏まえて判断していくと、どうしても氏名が含まれているという審査判断になるということでございまして、今回、このような法律改正、制度の見直しというものを進めさせていただければと考えております。

事後的な知名度のところにつきましては、民法においても争えるということでございすのと、周知性のレベルをどの程度下げるか、7号でどこまで適用できるかということも今後の審査基準等で検討していければと考えてございます。

名前の一部や文字列が違った場合などは、本人を認識させるような状態になっているのであれば、略称のような形での拒絶理由ということもございます。

○田村委員長 ありがとうございます。國分委員、お願いします。

○國分委員 東京地裁の國分でございます。私のほうからは、裁判所の見解というよりは

一裁判官としての見解を述べさせていただきます。「他人」に一定の知名度を要するというような要件が課されるということで改正がされた場合、具体的には、周知または著名というような要件が課された場合には、裁判官がそれを判断していかないといけないことになると思うんですけども、その判断をするに当たっては、なぜその要件が課されているのかという趣旨を判決等で示していくということになると思われまます。今回資料でいただいている13ページの参考の整理を見たときに、先ほど、まさに米村先生がおっしゃっていたように、一定の知名度を要件とする場合には、対立する利益がパブリシティー権とか商業的なものであって、それとの調整で要件が課されているというふうに考えてしまうところがあります。これまでも各委員の先生方からお話があったように、知名度を要求することで、それら以外のアイデンティティー等の人格的な利益との衝突を回避できるのかどうかというところは少し疑問があります。そうなってくると、この要件が課された場合の解釈としては、対立利益として想定されているものが経済的なもの、すなわちパブリシティー権等になってくるし、判断基準としては、そのような利益に関する需要者とか消費者を基準とした知名度といった枠組みで考えていくということになってくるのかと思いました。

他方で、それ以外の問題は民法上のところで対処するというような振り分けが頭の中に浮かぶんですけども、そうなってくると、「他人」の要件の限定はそういうタイプの利益との対立を考えているんだということを明確に制度趣旨として打ち出してもらわないと、解釈が揺れるんじゃないかと考えました。

○田村委員長　いかがでしょうか。

○根岸商標制度企画室長　ありがとうございます。委員の御意見いただいたところと事務局側で考えているところは、多分内容としては同じ方向だと考えてございます。細かいところとかはまた整理していきたいと考えてございますけれども、登録の場面では今回のような要件を課させていただき、使用の場面では、アイデンティティーのようなところについて、引き続き何か侵害があれば民法等で争っていただくことを想定してございます。御指摘も踏まえて整理していきたいと考えます。

○田村委員長　ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

大向委員、お願いいたします。

○大向委員　大向です。お時間頂きまして、ありがとうございます。

オブザーバーの憲法、民法の先生方からの分析等を拝聴しまして、本件に関してより理解を進められたように思います。今回の改正の方向性に関しましては、今日御説明いただ

いた方向性に私個人としては基本的には賛成でありまして、少しだけ実務的な観点で感想を含めて付け加えさせていただけたらと思います。

まず、他人側の知名度をどこまで要するかという点に関しましては、今回、周知性ということで御提案をいただいていると理解しております。これに関しては、いろいろなバランスの中で、著名という要件よりは周知性というレベルで他人側の人格権についても配慮されているという理解をしております。この周知性というところに関しては、資料で一覧表を作成いただいております、一つは4条1項10号の周知と並び立てられるのかなと思うんですけども、先ほどの、ほかの委員の先生方の中でも、他人側の知名度については、ハードルは高めに考えてもいいのではないかと御発言もあった中では、4条1項10号と同じぐらいだと仮にすると、それなりに高い（ハードルになっているように）と、実務に関わっている人間としては感じたところです。もちろん需要者との関係で広く認識されている、ということが前提であって、需要者の範囲も重要になると理解をしました。

他方で、付け加えというか、1点申し上げられればと思いますのが、冒認とか先取りの懸念の御発言があった中で、出願人の要件をどういうふうを考えていくかというのがやはり課題かと感じます。出願人の周知性というか知名度については問わないというのが基本だと。それは、これまで大変課題であったデザイナーさんやいろいろな皆さんの名称、氏名に基づくブランド構築、ブランディングに関して課題があったところとの関係では、有名になってから出願という要件になっては意味がないので、出願人の要件として知名度は問わないというのが基本だと理解しており賛成です。

他方で、御指摘途中にありました3条1項柱書なり使用の意思ですとか、そういったところについて、日本は使用主義ではなくあくまで先願主義というところでありますけれども、正当に使用していくという実態に関して何らかの考慮がされるようなことがあれば、よりバランスが取れる可能性はあると感じた次第です。

特にこの点に関しては、先に商標が取られても後で使用する人は例えば商標法26条があるから大丈夫という点に関しては、弁護士としては少し慎重に思う面があります。過去の裁判例、昭和57年とちょっと古い一つの例ですけれども、東京地裁の昭和57年6月16日の山形屋事件というのが、26条を検討するときにハードル高いなと思う事案です。山形屋さんの会社の商号に基づく名称の話ではあるんですけども、条文上、「普通に用いられる方法で表示する商標」という要件があって、字体を崩して商品のパッケージの正面にそういった名称を記載していたものに関して、仮処分の事件ですが、債務者側が自己の氏名・

名称に関する26条1項1号の「普通に用いられる方法で表示する商標」として認められなかったという事案があります。

当該裁判例の事案は商号に由来する名称の話で、著名な略称なのか、など他の要件を含めて争点はあるのであるので、今回の他人の氏名についての保護を行った場合と事案としては異なりますが、26条があれば自己の氏名は使えるので大丈夫という場合について、裁判例上26条の要件に照らして否定される場面もあることは、やはり権利の登録が基本ということであると考えます。制度上、登録がない場合にも26条による使用は可能であるということは重要な点ですけれども、登録の場面での冒認とか先取り合戦とかそういった場合には、取られてしまった場合の対応、使用態様の検討等大変になってしまうことはいろいろな商標実務の中でもありますので、本件についても、商標登録制度として、出願の取扱い、審査の基準というところは重要になってくるかと思います。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。

○根岸商標制度企画室長 ありがとうございます。御指摘のとおり、商標の登録の場面でも、8号だけではなくてほかの条文とのパッケージで、拒絶すべきものについては拒絶できるように考えていきたいと思ひますし、登録された後の26条もごひますけれども、それ以外にも、必要に応じて改正法に当たっての継続的に使用できる権利というような点も、今後の検討の中に入れていきたいと考えてごひます。登録時と登録された後のことについて全体的に検討していきたいと思ひます。

○田村委員長 ありがとうございます。

オブザーバーの米村様から御発言御希望がありますので、よろしくお願ひいたします。

○米村オブザーバー 米村でごひます。あまり時間がないかと思ひますので、手短にお話しさせていただきます。

先ほど来何人かの委員の先生方に私のコメントに御言及いただきまして、特に國分委員から重要な問題提起があったかと思ひますので、その点に関連して、私のコメントで補足を含めてお話しさせていただきます。

私の本日のコメントは、基本的に従前の、現行法の商標法4条1項も、また今回提案されている改正方針も、いずれも人格権としての氏名権を保護するという趣旨の制度を商標法の中に設けるということを前提にした場合にどうなるのかということをお願いいたします。ただ、その制度の在り方自体がそもそも所与の前提ではないということ

であるならば、話は変わってくるところがあるかと思います。

島並委員からも御指摘があったとおり、現行法ももしかするとそうではないかもしれませんが、あるいは改正の方針として、従来はもしかすると人格権としての氏名権を保護していたかもしれないが、今後はあくまでパブリシティ権を中心とする経済的な利益のみを保護する制度として運用していく方向に転換するということは十分あり得るところでありまして、そういう方向性を取るかどうかは、商標法の先生方の御判断、先生方というか特許庁含め商標法の立法政策に関する判断かと思っております。

ただ、人格権としての氏名権を保護するというように、引き続き保護するというように考えた場合には、要件の設定の仕方はもう少し工夫する必要があるかもしれないということをお願いしたところであります。あくまで民法上の人格権としての氏名権の保護は民法に全て委ねるのであって、商標法はそこには立ち入らないということは、考え方としてはあり得るということを一言申し上げておきたいと思っております。

失礼いたしました。

○田村委員長 大変貴重な御意見をありがとうございました。宮川委員、お願いします。

○宮川委員 手短にさせていただきます。先ほど根岸さんから、他人の氏名に求める一定の知名度のレベルというのは審査基準できちんと定めることになるという御説明をいただいておりますけれども、資料も拝見しますと「一定の知名度」という言葉がよく使われているんですが、私の理解では、法文上規定されている「周知」あるいは「著名」という言葉、「一定の知名度」という言葉ではなく、何か商標法に規定された言葉が使われて、その言葉の解釈について審査基準が決まるという、そういう理解でおりますけど、よろしいでしょうか。

○根岸商標制度企画室長 委員の御理解のとおりでございます。

○宮川委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ありがとうございます。ほか、委員の方、オブザーバーの方、御意見ございますでしょうか。

では、大分議論も出尽くしたところだと思います。大変貴重な御意見を多数いただきました。その中には、これから仮にこの改正があった場合に、審査基準を策定するに当たって非常に重要な御示唆が多々含まれていました。そういったものは、審査基準の検討の際に受け止めようと思います。

他方、今回明らかになったこととしては、特許庁の原案である、一定の知名度の要件を

課す案にコンセンサスが得られました。これは、改正する方向で考えたいと思います。知名度の程度については、審査基準で明らかにするということになりましたので、基準改訂の議論の際に対応します。

ただ、今日いろいろと意見がございましたのが、出願人側に何がしか一定の知名度など保護すべき利益があったほうがよいのか、そのほか、御自身がその人名とどの程度関わっているか等についてです。それに関する特許庁さんの原案は、3条1項柱書で処理する、あるいは非常に悪意のある出願についてはほかの条文で処理することでした。これも一つの方策だと思いますけれども、少し御意見が分かれておりました。

そこで、一旦引き取りまして、特許庁さんの原案どおりに4条1項8号以外の条文あるいは審査基準で対応できるのか、それとも、4条1項8号の中にその要素を考慮できるような文言を入れるのか、検討させていただきます。そのうえで、次回以降か次々回に、またご相談させていただこうと思います。その間、またいろいろと御意見等の御協力をいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、大変ありがとうございました。

④ コンセント制度の導入について

○田村委員長 それでは、続きまして、次の議題といたしましてコンセント制度の導入について、資料4を基に事務局から御説明いただき、その後、質疑に移りたいと思います。事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○根岸商標制度企画室長 それでは、コンセント制度の導入につきまして、資料4に基づいて御説明させていただきます。

本日の委員会では、事務局よりコンセント制度に関する検討を再開することの御提案及び対応の方向性について御提案させていただきます。

それでは、2ページを御覧ください。コンセント制度についても、特許庁政策推進懇談会において御議論いただいております。同懇談会では対応の方向性として、コンセント制度導入について更なる検討を行うべきである、当事者間の同意があってもなお出所混同のおそれがある場合には、審査官の判断で拒絶する留保型のコンセントを検討すべきではないか。コンセントによる併存登録後に登録を取り消し得るような事後的な手当て等、具体的内容について検討を深める必要がある、このように御示唆いただいております。このよ

うな議論も確認いただきつつ、改めて本小委員会においてコンセント制度について御審議
いただきたいという御提案になります。

3 ページを御覧ください。コンセント制度の検討に関する背景でございます。商標法 4
条 1 項11号の規定により、先願に係る他人の登録商標との関係で、商標及び指定商品・役
務が同一または類似する後続の出願については、商標登録を受けることはできません。審
査官からこの 4 条 1 項11号に基づく拒絶理由が通知された場合、一般に出願人が取ってい
る対応は次のとおりです。1 つ目として、拒絶理由に引用された先願に係る他人の登録商
標、これを引用商標といいます。これと抵触する指定商品・役務の削除。2 つ目として、
意見書を提出して、両商標が非類似である旨の主張。3 つ目として、引用商標の権利者、
引用商標権者といいますけれども、同者との譲渡交渉やアサインバック。4 つ目として、
引用商標に対する不使用取消審判等。このうち指定商品・役務の削除による拒絶理由の解
消ができない場合、他の対応では書面の作成や権利の移転等に一定の金銭的・時間的コス
トがかかります。特に引用商標権者が出願人との関係で両商標の併存登録を許容するよう
な場合には、アサインバックが利用されている実情がございます。

アサインバックというのは、出願人と引用商標権者の名義を一時的に一致させて、4 条
1 項11号に基づく拒絶理由を解消する手法です。例えば出願人の名義を一時的に引用商標
権者の名義に変更することで引用商標権者と出願人の名義を一致させて、4 条 1 項11号に
基づく拒絶理由を解消し、登録を得た後で引用商標権者から元の出願人に再度名義変更を
行うような手法が該当いたします。

このような状況におきまして、ユーザーからは、より簡便、低廉な選択肢になり得ると
して、引用商標権者の同意による 4 条 1 項11号の適用除外制度、いわゆるコンセント制度
の導入を求められているところです。

4 ページを御覧ください。これまでもコンセント制度導入に関する議論が行われてまい
りましたが、同一・類似商標が併存登録されることによる出所混同のおそれなどの理由か
ら、現行制度の下で運用面による対応を行ってまいりました。直近の検討の結果、コンセ
ント制度に類する仕組みとして、商標審査基準に、1 として、商品・役務の類似判断にお
ける取引の実情の考慮や、2 として、出願人と引用商標権者の支配関係の考慮に関する規
定が導入され、平成29年（2017年）4 月から運用が開始されています。

その運用が開始された年の 8 月に開催された第 3 回の本小委員会では、その審査基準で
導入された 2 つの取扱いの利用状況を見た上で、改めて我が国におけるコンセント制度の

導入の必要性、導入方法等について検討を進めていくことが望ましいとされました。

5 ページを御覧ください。当該審査基準の2つの取扱いについて、運用開始から現在まで約5年間の利用状況についてです。まず1つ目の取扱いですが、商品・役務の類似判断における取引の実情が考慮されて、4条1項11号非該当と判断された出願は1件となっております。ユーザーからは、本取扱いでは、どの程度の商品同士であれば非類似と判断されるか分からないなどといった御意見をいただいております。次に、2つ目の取扱いですが、出願人と引用商標権者との支配関係が考慮されて、4条1項11号非該当と判断した出願は約500件ほどございました。この支配関係を考慮する取扱いは、ユーザーの皆様は相当地度利用いただいているというのが事務局の評価でございます。

他方で、資本関係を有しないグループ会社の場合や、資本関係の立証が難しい場合などは利用できないため、ユーザーからは認められる要件の拡充を求める御意見をいただいております。

次の6ページ目は、その商標審査基準の当該規定の抜粋になりますので、1つ飛ばしまして7ページを御覧ください。

前述のとおり、平成29年4月から運用を開始した取扱いの利用状況や、コンセント制度が本小委員会での継続的な課題であることなども踏まえまして、昨年の7月以降、改めてユーザー企業・団体や有識者へのヒアリングを実施いたしました。主な意見は記載のとおりですが、導入に積極的な御意見が多かった一方で、消極的な御意見も頂きました。消極的な理由としては、類似商標が併存すると商標調査が煩雑になるというような御意見や、明らかに類似の商標をいきなりコンセント制度で併存させるのは利用者に混乱を来すというものでございました。

8 ページを御覧ください。以上の状況を踏まえますと、制度導入のニーズにつきましては、おおむね次のように整理できるのではないかと存じます。日本でコンセント制度が利用できないことは、特に海外ユーザーにとって日本での商標登録の障壁となっている。アサインバックには権利の一時的な移転に伴うリスクがあり、交渉手続、費用の負担も大きいため、より簡便・低廉なコンセント制度の導入が求められている。平成29年4月から運用が開始された審査基準の取扱いは、ユーザーにとって利用しにくい場面がある。このようなニーズを踏まえた対応の方向性について、事務局より次のような御提案をさせていただきます。

近年のユーザーニーズの高まり、国際的な制度調和の観点から、我が国においても何ら

かの措置を講じる方向で改めて検討すべきではないか。法改正による制度導入を検討する場合には、ユーザーからの消極的な意見にも十分留意しつつ、法目的の一つである需要者の利益の保護、本規定における類似と出所混同のおその関係性の整理等について検討するとともに、法改正に当たり手当てすべき事項についても検討すべきではないか。あわせて現行の審査基準における取扱いを見直す余地があるかどうかも検討すべきではないか。

9 ページを御覧ください。以上のとおり、本日の委員会では、事務局よりコンセント制度に関する検討を再開することの御提案及び対応の方向性を御提案させていただきます。

本日、委員の皆様から検討再開の御了承を得られましたら、対応の方向性の是非を含めて次回の商標制度小委員会で詳細を御審議いただければと存じます。

次ページ以降は、コンセント制度の類型と各国のコンセント制度についての参考資料ですので、説明は割愛させていただきます。

本資料についての御説明は以上になります。

○田村委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの御説明に関して、自由討議を行いたいと思います。

なお、本議題については、時間の都合上、委員の皆様から御意見をいただくのみとし、回答が必要な御意見については、次回の委員会で事務局からお答えいただくことにいたします。

それでは、御発言御希望の方はよろしくお願いいたします。

井関委員、よろしくお願いいたします。

○井関委員 同志社大学の井関でございます。手短に申し上げますと、私は、このコンセント制度には反対の意見を持っております。ユーザーの御意見が賛成というふうに出ていましたけれども、多分御意見を聴取された方々というのは皆さん商標権者で、もともと推進したいと思っている方々かなと思います。

それで、類似の商標が併存している、それが支配関係にあるならいいわけですけど、全く無関係に併存するということで需要者がどう考えるかというのが非常に重要な点かと思っております。ユーザーの意見に需要者の意見は反映されていないように思いますから、これは私としては賛成できないと考えております。

以上です。

○田村委員長 大変貴重な御発言をありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。

橋本委員、お願いいたします。

○橋本委員 橋本です。日本弁理士会としては、導入には以前からずっと賛成の立場であります。グローバルな観点などを考えますと、やはりコンセント制度は大変必要ではないかと思うんですけれども、ただ留保型とか完全型とかいったときに、留保型とか完全型といっても、定義づけによって非常に似通ってきたりとか、どういうことなのか分からなくなるので、そこを明確にした上で議論させていただければと思っております。

以上です。

○田村委員長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 それでは、また知財協のユーザー視点のコメントをさせていただきます。今回、ほかの課題、当面の課題というところでも話がありましたけれども、グローバル化というところに乗るためにも、コンセント制度というものは前向きに受け入れるべきではないかというのが、我々ユーザー側の意見となっております。

その中で、このコンセントを締結しているということについて、何らかの形でユーザー側から検索できるような、いわゆる J-PlatPat 等の中を検索することで何らか分かるようにしていただければ、先ほど御指摘のあった商標の併存というものについての課題が少しでも緩和できるのではないかと、もちろんユーザー側からもそのあたりがすぐ分かるというのは非常に便利なものではないかと考えております。ぜひ検討いただければと思っております。

○田村委員長 ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。

宮川委員、お願いいたします。

○宮川委員 改めてですけれども、日弁連としては、このコンセント制度についても議論を再開することには賛成しております。ただ、これまで何回も議論されてきて、結局結論をみななかったという、その経緯において問題とされたことが今回どのように解消されているのかという点を更に検討したいと考えております。

○田村委員長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

賛否含めて様々な御意見いただきまして、大変ありがとうございます。

本日頂いた御意見を踏まえて、事務局にて次回に向けた準備を進めるようお願いいたします。

コンセント制度の導入につきましては、導入の是非を含めて次回改めて御審議いただければと思います。ありがとうございました。

⑤ Madrid e-Filingにより商標の国際登録出願する際の
本国官庁手数料の納付方法の変更について

○田村委員長 次に、e-Filingにより商標の国際登録を出願する際の本国官庁手数料の納付方法の変更について、資料5を基に事務局から御説明いただき、その後、質疑に移りたいと思います。事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○鈴木国際意匠・商標出願室長 国際意匠・商標出願室長の鈴木でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料5を御覧いただければと思います。Madrid e-Filingにより国際登録出願をする際の本国官庁手数料納付方法の変更でございます。

スライド1を御覧いただければと思います。現行制度の概要でございますけれども、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願、いわゆるマドプロ出願ですけれども、これは自己の商標出願または登録を基礎として、WIPOにおいて商標の国際登録をすることにより、出願人が指定した複数の指定国に商標出願がされた場合と同一の効果を得ることを可能とする制度でございます。

本国官庁としての日本の特許庁に国際登録出願する場合には、出願時に納付すべき手数料の納付先は、特許庁とWIPOとに分かれております。WIPOに対し納付すべき手数料のうち、WIPOのための手数料であります基本手数料以外の手数料は、WIPOから各指定国に送金されるという仕組みになってございます。

下の表を御覧いただきたいのですが、特許庁に納付すべき手数料は、基礎出願と同一であるかを確認し認証するための本国官庁手数料でありますので、特許印紙等により特許庁に対し納付いただくものであります。一方、WIPOに対し納付すべき手数料は、WIPOが方式審査等を行うための手数料と、各指定国における審査料をスイスフランにてWIPO予納口座からの引き落としや銀行送金により納付するものに分かれております。

次のスライドを御覧ください。問題の所在でございますが、令和4年6月1日から、書面の出願に加えまして、WIPOが提供するMadrid e-Filingと呼ばれる電子出願ツール

を利用した電子出願の受付を開始しております。e-Filingは、本国官庁手数料とW I P Oに納付すべき手数料を一括してW I P Oへ納付する機能を備えていますが、現行法において本国官庁手数料は特許庁長官に納付すべき手数料と規定されていることにより、出願人は、W I P Oへの納付手続に加え、特許印紙を貼付した書面等を用いて別途特許庁に本国官庁手数料を納付しなければならず、オンラインの利便性を十分に享受できていないという状況でございます。

スライド3を御覧いただけますでしょうか。対応の方向性でございますが、本国官庁手数料につきましても、他の手数料と一括で、スイスフランによるW I P Oへの支払いを可能とするために、国際登録出願をe-Filingで行う場合に限り、本国官庁手数料をW I P Oに納付するという改正を行いたいというものでございます。

なお、W I P Oが徴収した本国官庁手数料は、後日、W I P Oから送金を受けるという形にする予定でございます。

御説明は以上となります。

○田村委員長 ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの御説明に関して、自由討議を行いたく思います。御発言御希望の方は、挙手またはチャット欄への書き込みをお願いいたします。

もしなければ、あるいは賛成ということで承ってよろしいでしょうか。

それでは、賛成していただいたということで、改正するということにいたしたく思います。どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議論を終了いたします。

最後に、今後のスケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○松本制度審議室長 御審議いただきましてありがとうございました。次回以降の具体的な開催日程等につきましては、委員長と御相談の上、追って皆様に御連絡差し上げます。

○田村委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会第9回商標制度小委員会を閉会いたします。本日は、長時間の御審議をありがとうございました。

閉 会